

J 倶楽部プレミア付定期貯金 商品概要説明書

(令和元年6月1日現在適用中)

商品名	・ J 倶楽部プレミア付定期貯金
ご利用いただける方	・ 個人および法人（団体も含む。）
対象商品	・ スーパー定期貯金（単利型） コード22—21—200
預入限度額	・ 制限なし
預入期間	・ 1年
預入支店	・ 金融支店（J 倶楽部プレミア付定期積金を契約していた方はその支店）
証通区分・継続方法	・ 「1155」「1135」通帳式「1220」証書式から選択可。自動継続
預入金	・ 1口10万円とする。口数の上限なし
適用利率	・ スーパー定期貯金（期間1年）の店頭表示金利とする。
税金	・ 20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの期間に対して以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻す。 ・ 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ・ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×50%
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または金融部信用課（電話：0778—21—2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福井県農業協同組合中央会が設置・運営する福井県JAバンク相談所（電話：0776—27—8222）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または福井県JAバンク相談所にお申し出ください。 京都弁護士会（電話：075—231—2378） 愛知県弁護士会（電話：052—203—1777） 富山県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記福井県JAバンク相談所にお申し出ください。）

・ ご不明な点は、当JA窓口までお気軽にお問い合わせください。